

令和8年1月9日
神奈川労働局

横須賀公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

神奈川労働局（局長 児屋野 文男）は、横須賀公共職業安定所（以下「横須賀所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概 要

横須賀所において、受給資格者証等返却時に、本人より提出のあった戸籍抄本(原本)を誤って別の者に渡してしまったもの。

2 漏えいした個人情報

戸籍抄本（個人事項証明書）に記載されている「本籍地」「筆頭者氏名」「氏名」「生年月日」「父母の氏名」「出生届出日」等。

3 事実経過

- (1) 令和7年10月29日、受給者Aが雇用保険の受給資格決定（以下「資格決定」という。）のため来所した。受給者Aの離職理由が「親の介護のため」との申出であったため、職員Bが特定理由離職者に該当する可能性について説明の上、その判定に必要な介護証明書の様式を手交した。併せて、続柄が分かる書類とともに後日提出するよう案内した。
- (2) 同年11月26日、受給者Aは、初回認定日のため来所し、雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）、失業認定申告書、介護証明書、戸籍抄本(原本)を窓口に提出した。職員Cは、提出された書類を確認し、特定理由離職者に該当すると判断したため、給付制限解除の手続を行い、併せて、失業の認定を行った。その際、職員Cは、戸籍抄本(原本)をその場で受給者Aに返却しようとしたが、既に受給者Aが窓口から離席していたため、受給資格者証に戸籍抄本(原本)を挟み、失業認定申告書とともに支給の手続（ハローワークシステム入力処理）担当へ回付した。

職員Dは、受給者Aの失業認定申告書をハローワークシステム入力する際、受給資格者証に失業認定申告書の他に戸籍抄本(原本)が挟まれていることに気付いた。このため、職員Cにその理由を確認したところ、「写しを取ったので、原本は返却する分である」との回答があった。このため、職員Dは、そのまま失業認定申告書の入力を行い、受給資格者証と戸籍抄本(原本)を入力済みの受給資格者証を入れる箱に回付した。

ここで、受給資格者証の返却を担当している職員Eは、通常、受給資格者証を返却するため、入力後の受給資格者証を箱から取り、受給資格者証返却カウンターに移動して受給者を一人ずつ呼び出し、本人確認の上、次回の失業認定申告書と受給資格者証の返却を行っている。

この日、職員Eは、返却の際、受給資格者証と次回の失業認定申告書に加え、求人情報を挟んで手交していたが、その過程で受給者Fの返却物の中に受給者Aの戸籍抄本(原本)が混入してしまい、受給者Fに返却してしまった。

- (3) 同年11月28日午後0時頃、受給者Fが来所し、「自分のものではない書類が紛れ込んでいた」との申出があり、受給者Aの戸籍抄本を持参したため、誤交付が発覚した。受給者Fは、同年11月26日の失業認定日に帰宅した後は書類をよく確認しておらず、同年11月28日に当所で開催したセミナーに参加するため、受給資格者証を確認した際、はじめて受給者Aの戸籍抄本が紛れ込んでいたことに気付いたとのことであった。
- (4) 誤交付発覚後、「受給者A」の認定状況等について事実確認を行った上で、速やかに所属長へ報告した。

その後、すぐに雇用保険課長より受給者Aへ電話連絡の上、午後2時頃、次長及び雇用保険課長が自宅を訪問し、説明と謝罪を行った。併せて、戸籍抄本(原本)を返却した。受給者Aからは、個人情報が漏えいしたことについての不安の申立てや状況の確認等があったが、その都度説明と謝罪を行った結果、了承を得られた。受給者Fに対しては、戸籍抄本(原本)を持参いただいた際に、その場で謝罪をし、併せて、写し等の作成がないことを確認した。

4 発生原因

各手続においては、本来、各職員が書類を自己の監視下に置くべきところ、以下のような場面で適正に行われていなかった。

- (1) 給付制限解除の手続において、受給者から提出された戸籍抄本(原本)をその場で返却すべきところ、自己の監視下から離れて、通常の支給手続へ回付してしまったこと。
- (2) 通常の支給手続において、受給資格者証以外の書類が挟まれていた場合には、最初の手続を行う職員、または受給者本人に返却すべきところ、誤って返却窓口に回付してしまったこと。

- (3) 返却窓口において受給資格者証で本人確認は行っていたが、挟んである書類については確認していなかったこと。

5 再発防止対策

【横須賀所の取組】

- (1) 令和7年11月28日、閉庁後、所属長より給付係職員全員に対し、漏えい事案の経過について説明するとともに、改めて個人情報保護についての重要性を説明した。
- (2) 同年12月1日、所内で緊急幹部会議を開催し、所内全職員に対し本件事案の経過、保有個人情報漏えい等の再発防止に関する取り組みについて説明した。同日、以下の具体的な再発防止策を実施した。
- (ア) 個別に確認書類を提出させる場合において、書類を各職員の監視下に置くことを徹底し、返却に至るまで当該一連の処理を1人の職員で完結させることの徹底を図る。
- (イ) 手続で提出された書類のすべてについて、クリアファイルに入れ、個別に管理を行い、支給の入力から返却まで書類が混在しないよう徹底する。

【神奈川労働局の取組】

- (1) 同年12月1日に、総務企画官から全所属長宛て注意喚起メールを送付し、書類を直ちに本人へ返却するという基本ルールが守られていなかった事案である旨の共有とルールの遵守について指示した。
- (2) 同日、職業安定部内において緊急の幹部会議を開催し、頻発する情報漏えいについて情報共有を図るとともに注意喚起を行った。また、公共職業安定所での漏えい事案が立て続けに発生していることに鑑み、同年12月16日に所長、出張所長、職業安定部内の課長を召集して漏えい防止に係る緊急会議を開催し、局長、総務部長、安定部長より、漏えい防止の徹底を図るよう指示を行った。その後出席者は、原因の明確化を図り、再発防止につなげることを目的とした事例検討を実施した。
- (3) 同年12月2日に開催された会議において、参加者（主として係長クラス）に対し、職業安定課長より個人情報の取扱いについての注意喚起を行った。
- (4) 同年12月15日、実状を踏まえ、職業安定部長より全所属長宛てに事務連絡を発出し、情報漏えいに係る注意喚起を行うとともに、自主点検の実施を指示した。

【担当】 神奈川労働局 職業安定部
職業安定課長 中島 章博
雇用保険監察官 村田 一郎
電話 045-650-2800